

議案第六十九号

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を
廃止する条例

右の議案を提出する。

平成十七年十一月二十一日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例を
廃止する条例

杉並区浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成十一年杉並区条例第三十八号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 杉並区事務手数料条例（平成十二年杉並区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十八の項の次に次のように加える。

百二十八の二 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三十五条第一項の	浄化槽清掃業許可申請 手数料	円 一件につき 一万五千	許可申請 のとき。
-------------------------------------	-------------------	--------------	--------------

<p>規定に基づく浄化槽清掃業の許可の申請に対する審査</p>	<p>百二十八の三 浄化槽法第三十五条第一項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可に係る許可証の再交付</p>
	<p>浄化槽清掃業許可証再交付手数料</p>
	<p>一件につき 三千円</p>
	<p>再交付申請のとき。</p>

(提案理由)

浄化槽保守点検業者の登録制度を廃止する等の必要がある。